

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

檀原市健康部 こども未来課

新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休園の解除について

平素は、教育・保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月31日まで臨時休園とし、家庭保育にご協力を頂いております。保護者の皆様におかれましては、誠にありがとうございます。

この度国による緊急事態宣言の解除、また奈良県による休業措置の緩和を受け、本市といたしましては、5月31日まで臨時休園は継続し、6月1日から通常保育を再開いたします。再開までに、勤務先の休業が解除となり、保育が必要となるお子様については受け入れをいたしますので、各園に**別紙1**「保育利用申請書」をご提出ください。

園では感染予防のため、換気、手洗いアルコール消毒等の対策を行い、開所いたしますが、ご家庭でも下記事項を参考にお子様の健康状態に十分ご注意ください、感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。下記のような症状がある場合は保育所には通所せず、**別紙2**「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照して、相談していただきますようお願いいたします。通所してからの下記のような症状に關しましては、保護者に連絡をさせていただきますので、できるだけ早いお迎えをお願いいたします。

なお、再開後、再び感染拡大等の状況が見られましたときは、再度臨時休園等の措置を行うこともございますので、ご了承ください。

記

1. 令和2年6月1日（月）～ 通常保育再開

2. 登所（園）前の健康観察について

登所（園）前には検温などの健康観察を行ってください。次の症状が認められる場合は、登所（園）を控え、自宅療養を行ってください。必要に応じて、**別紙2**「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照してください。

★体温が37.5度以上や呼吸器症状（のどの痛み・咳・喘鳴・息苦しさ等）や機嫌が悪いなどの場合

★解熱後24時間経過していない場合

3. 保育所再開に向け、ご留意いただきたいこと

別紙3「保育所再開後の保育体制について」を参照してください。

4. 保育所児童が感染した場合

当該児童が通所する保育所を2週間休園します。

裏面に続く

5. 保育所児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合
保育所児童の登園を控えていただきますようお願いいたします。この場合においては最後に濃厚接触した日から起算して2週間とします。

6. 新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ
別紙2「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照してください。

7. 保育料及び給食費の減免について
保育料等の減免制度が実施されるのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる期間のみです。6月1日からは通常保育となるため、欠席されても減免の対象にはなりません。

8. 育児休業中のご家庭、職場からの要請による自宅待機中のご家庭について
6月1日から通常保育となるため、6月中に復職ください。ただし、勤務先が休業要請に従い休業中のため期間内に復職が困難な方は、個別にこども未来課にご相談ください。
なお、復職の際は復職証明書をご提出ください。
求職活動中の方につきましては、個別にこども未来課にご相談ください。

令和 年 月 日

保育利用申請書

施設長様

住所 _____

保護者名 _____

緊急連絡先 _____

業務継続が必要な業務等に従事しており保育を必要とするため、下記のとおり申請します。

記

施設の名称			
年齢・クラス			
園児名			
勤務状況 (保護者が複数名いる場合はそれぞれについてご記入ください)	保護者	保護者	
	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察、消防等に勤務している <input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務 <input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事 <input type="checkbox"/> その他 (理由)	<input type="checkbox"/> 医療従事者 <input type="checkbox"/> 警察、消防等に勤務している <input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務 <input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事 <input type="checkbox"/> その他 (理由)	
勤務先			
保育が必要な時間	(:) から (:)		

【5月 利用予定日】※利用が必要な日に○をつけてください。

月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30

【ご利用にあたってのお願い】

- ・仕事の都合がついたときは、家庭での保育をお願いします。
- ・毎朝、検温していただき、発熱や風邪症状がある時は登園を控えて必ず園に連絡してください
- ・園で発熱などの症状が見られた場合は、連絡させていただきますので、速やかにお迎えをお願いします。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

< 保育所再開後の保育体制について >

新型コロナウイルス感染症が収束していない中、通常保育再開にあたり、感染予防対策を講じながらの保育が必要となります。しかし、保育所の特性上、保育者、子ども同士「密を避ける」事が難しいのが現状です。ご理解、ご協力の上、登園をおねがいします。以下の点に注意しながら保育を行っていきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【登園時】

- ・健康観察表を配布しますので、必ず記入の上登園をお願いします。登園前に発熱・咳・機嫌が悪い等の症状が認められる場合は、自宅療養をお願いします。
- ・3歳児以上のお子さんは基本的にはマスクを着用して登園してください。
- ・保育中に発熱・咳・機嫌が悪い等の症状が認められましたら、連絡をしますので速やかに迎えをお願いします。
- ・保育室、入室前には必ず手指消毒をお願いします。



【保育について】

- ・異年齢児の交流をできるだけ避けて、外遊びを行います。
- ・今後の行事についても「密を避ける」事を前提に見直しを行っていきます。
- ・午睡時も布団の間隔をあけ「密を避ける」ことを行います。
- ・自由遊びを含め様々な保育の場面で、「密を避ける」ことができない場合がありますので、ご理解していただき登園をお願いします。



【給食】

- ・基本的には、「密を避ける」事は困難ですが、年齢・発達に応じて食を楽しめる工夫をしながら、感染予防対策を講じていきます。

【延長保育】

- ・「密を避ける」ために、可能な限り異年齢児保育を避ける方法で保育を行っていますが、日中の保育と同様に行うことが難しい状況ですので、できる限り延長保育利用の制限にご協力をお願いします。

【土曜日保育】

- ・「密を避ける」を基本としていますが、土曜日保育は、異年齢児保育を避けることが難しくなってきます。土曜日保育については、できる限りの家庭保育のご協力をお願いします。

【衛生管理】

- ・保育室、おもちゃ、机、椅子等、毎日の消毒を徹底しています。